

# 定 款

ニフティライフスタイル株式会社

## 第1章 総 則

### 第1条 (商号)

当社は、ニフティライフスタイル株式会社と称し、英文では、NIFTY Lifestyle Co., Ltd. と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報処理サービス業および情報提供サービス業
2. 広告業
3. 広告、宣伝に係る企画、制作および広告代理店業
4. 各種マーケティング業
5. 各種マーケティングに係る企画、運営および代理店業
6. 各種クーポン、物品の企画、開発および販売
7. コンピュータシステムの企画・開発・販売および保守に関する業務
8. ソフトウェアの開発および販売業
9. 宅地建物取引業
10. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理業およびコンサルティング業
11. 労働者派遣業および民営職業紹介業並びにその代理店業務
12. 旅行業
13. 前各号に付帯または関連する一切の業務

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

### 第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事情により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### 第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000,000 株とする。

### 第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。

### 第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって決定する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

### 第11条（株式取扱規程）

当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、法令または定款のほか、取締役会決議をもって定める株式取扱

規程による。

#### 第12条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載（記録を含む。以下同じ。）された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第13条（招 集）

当社の定時株主総会は、毎年6月までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第15条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第16条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決

権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

#### 第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10 名以内とする。

#### 第19条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第20条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集し、議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

#### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### 第22条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会決議により、取締役の中から社長 1 名を選定し、必要に応じて、

会長1名ならびに副社長、専務および常務各若干名を置くことができる。

2. 当社は、取締役会決議により、社長を代表取締役とし、必要に応じ他の取締役を代表取締役に選定することができる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

#### 第24条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

#### 第25条（取締役会決議の省略）

当社は、取締役が提案した取締役会の決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第26条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第27条（報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第28条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

### 第29条（監査役の員数）

当社の監査役は、4名以内とする。

### 第30条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

### 第31条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。

### 第32条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

### 第33条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数によって行う。

### 第34条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

### 第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第36条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第37条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

### 第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### 第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

### 第40条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

### 第41条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。



## 第7章 計 算

### 第42条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第43条（剰余金の配当等の決議機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

### 第44条（剰余金の配当等の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第45条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

## 第8章 附 則

### 第46条（定款に定めのない事項）

この定款に定めのない事項については、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則)

第1条 (場所の定めのない株主総会に関する経過措置)

変更案第13条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条の規定は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)

現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。